

# 全労金2021春季生活闘争ニュース・第7号

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】  
今こそ全国の仲間と思いをひとつに！心は密に団結を！

## 各単組の要求概要を共有し 全単組で「統一闘争」を力強く展開しよう！

前号に引き続き、「統一闘争」を全労金組織全体で展開し、要求実現の大きな力にすることを目的に、各単組の要求概要を紹介します。

各職場では、全労金・単組の2021春季生活闘争ニュースを通じて、自単組の要求内容に加えて、全国の仲間がどのような要求を掲げて闘いを展開しているのかも共有して、一体感のある春季生活闘争に繋げていきましょう。

### 年間一時金

#### 《正職員》※全単組が要求、カッコ内は昨年実績

○北海道：4.7ヵ月（4.7ヵ月）	○東海：4.9ヵ月（4.9+0.1ヵ月）
○東北：4.5ヵ月（4.5ヵ月）	○近畿：4.2ヵ月（4.2ヵ月）
○中央：4.8ヵ月（4.7ヵ月）	○中国：4.5ヵ月（4.5ヵ月）
○新潟：4.8ヵ月（4.8ヵ月）	○四国：4.4ヵ月（4.4ヵ月）
○長野：4.7ヵ月（4.7ヵ月）	○九州：4.3ヵ月（4.2ヵ月）
○静岡：4.8ヵ月（4.8+0.1ヵ月）	○沖縄：4.6ヵ月（4.35ヵ月）
○北陸：4.1ヵ月（4.1ヵ月）	○セントラル：4.5ヵ月（4.5ヵ月）

#### 《嘱託等職員》※全単組が要求、カッコ内は昨年実績

○北海道：パート職員P3 2.0ヵ月（2.0ヵ月）、P1・P2 1.2ヵ月（1.2ヵ月）	
○東北：契約職員S 4.5ヵ月（4.5ヵ月）	
契約職員P・C・A 1.7～2.6ヵ月（1.7～2.6ヵ月）	
契約職員J 1.0ヵ月（40,000円）	
個別契約職員 1.3ヵ月（1.3ヵ月）	
○中央：エリア限定正職員	
A L等級 4.8ヵ月（4.7ヵ月）	A 3等級 2.1ヵ月（2.0ヵ月）
A 5等級 3.6ヵ月（3.5ヵ月）	A 1・A 2等級 1.1ヵ月（新設）
A 4等級 2.6ヵ月（2.5ヵ月）	
○新潟：準職員A・B 3.0ヵ月（3.0ヵ月）	
準職員C（フルタイム） 1.44ヵ月（1.44ヵ月）	
準職員C（パートタイム） 1.44ヵ月換算（1.44ヵ月換算）	

- 長野：アシスタント職員 2.5ヵ月 (2.4ヵ月)、シニア職員 2.5ヵ月 (2.4ヵ月)  
シニアアシスタント職員 2.5ヵ月 (2.4ヵ月)、スマイルサポーター 1.1ヵ月 (1.0ヵ月)
- 静岡：準職員A 4.0ヵ月 (3.8+0.1ヵ月)  
準職員B 3.0ヵ月 (2.8+0.1ヵ月)  
準職員C 2.0ヵ月 (1.8+0.1ヵ月)  
LBパートナー (フルタイム) 1.1ヵ月 (1.1+0.1ヵ月)  
LBパートナー (パートタイム) 0.1ヵ月 (0.1+0.1ヵ月)
- 北陸：一般職員 4.1ヵ月 (4.1ヵ月)  
嘱託職員 (再雇用除く)・臨時職員 4.1ヵ月 (100,000～180,000円)
- 東海：パートナー職員 2.9ヵ月 (1.9+0.1ヵ月)  
嘱託職員 1.4～3.4ヵ月 (0.9～2.9+0.1ヵ月)
- 近畿：準職員A 4.2ヵ月 (4.2ヵ月) シニアマネージャー 4.2ヵ月 (4.2ヵ月)  
準職員B 1.68ヵ月 (1.68ヵ月) シニアエキスパート 2.52ヵ月 (2.52ヵ月)  
準職員C 0.42ヵ月 (0.42ヵ月) シニアプレイヤー 1.68ヵ月 (1.68ヵ月)  
シニアサポーター 0.84ヵ月 (0.84ヵ月)
- 中国：嘱託職員 (専門職) 3.2ヵ月 (3.0+50,000円)  
契約職員Ⅱ 2.2ヵ月 (2.0+30,000円)  
契約職員Ⅰ 1.5ヵ月 (1.0+50,000円)  
再雇用職員 (定年退職時に契約社員) 1.5ヵ月 (50,000円)
- 四国：アソシエイト職員 3.5ヵ月 (3.2ヵ月)
- 九州：契約職員 (旧アシスタント職員) 3.0ヵ月 (2.5ヵ月)  
※職員 (旧準職員・パートナー職員) については、制度見直し協議にて2021年度は正職員の95%とすることを確認済みのため要求しない。
- 沖縄：準職員S・準職員 4.60ヵ月 (4.05ヵ月)
- セントラル：準職員 4.5ヵ月  
サポート職員A 4.3ヵ月 (4.0ヵ月)  
サポート職員B 4.2ヵ月 (4.0ヵ月)

《関連会社》※6単組が要求、カッコ内は昨年実績

- 東北：正社員 4.0ヵ月 (4.0ヵ月)  
契約社員・代理店契約社員 1.7～2.6ヵ月 (1.7～2.6ヵ月)  
契約社員勤続1年目・代理店契約社員B職務 1.0ヵ月 (40,000円)
- 東海：正社員 3.0ヵ月 (3.0ヵ月)  
契約社員・特務社員・嘱託社員 0.5ヵ月 (0.5ヵ月)
- 近畿：正社員 1.0ヵ月 (0.9ヵ月)  
契約・嘱託・特別嘱託社員の週5日勤務 80,000円 (74,000円)  
週4日勤務 50,000円 (42,000円)
- 中国：正社員 2.25ヵ月 (2.25ヵ月)、契約社員 1.3ヵ月 (1.0+50,000円)
- 四国：正社員 4.4ヵ月 (4.4ヵ月)
- 九州：社員 4.0ヵ月 (4.0ヵ月)、嘱託社員 2.6ヵ月 (2.5ヵ月)  
再雇用嘱託社員 1.0ヵ月 (新設)

年間一時金の要求については、「年収水準の維持・向上」を基本に単組で要求月数を判断する扱いにしています。昨年実績との比較では、昨年を上回る要求内容（制度化を含む）を掲げた単組は、正職員で3単組（中央・九州・沖縄）、嘱託等職員で10単組（中央・長野・静岡・北陸・東海・中国・四国・九州・沖縄・セントラル）、関連会社で3単組（近畿・中国・九州）となっており、これ以外の単組では、昨年度限りで支給されたものを除き、昨年と同水準での要求を掲げています。

なお、嘱託等職員や関連会社社員については、2020年4月に法整備された「同一労働同一賃金ガイドライン」に基づき、年間一時金の支給のない雇用形態への制度化を掲げました。この間の春季生活闘争等の取り組みによって、多くの単組で制度化が実現してきましたが、まだ一部の雇用形態では支給がない実態があります。「同一労働同一ガイドライン」では、雇用形態に関わらず「貢献に応じた部分について賞与を支給しなければならない」との考え方が示されており、均等均衡待遇の実現をめざす法の趣旨を踏まえれば、全労金は、年間一時金の支給のない雇用形態は早期に解消する必要があると考えています。

### 統一退職金制度の改善

◎要求する単組 3単組／長野・東海・沖縄

長野：アシスタント職員の勤続ポイントを現行の7%から9%水準へ引き上げ

スマイルポーターの勤続ポイントを現行の3%から4%水準へ引き上げ

東海：パートナー職員の勤続ポイントを現行の0.5ポイントから11.5ポイントへ引き上げ

沖縄：準職員S・準職員の勤続ポイントを現行の5%から15%へ引き上げ

「同一労働同一賃金ガイドライン」には、「原則となる考え方が示されていない退職手当についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等は求められる」との考えが示されています。また、基本賃金に関するガイドラインの考え方には、「通常の労働者との勤続年数である短時間・有期労働者には、勤続年数に応じた部分につき、通常の労働者との基本給を支給しなければならない」と示されています。

以上を踏まえば、全労金は、統一退職金制度において、勤続年数によって構成される「勤続ポイント」については、正職員と嘱託等職員の制度における格差の是正が必要と考えています。

**※ 次号は3月3日（水）に配信予定です。**

**※全労金HP (<http://www.zenrokin.or.jp/>) もご覧ください！**

以上

**【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】  
今こそ全国の仲間と思いをひとつに！心は密に団結を！**